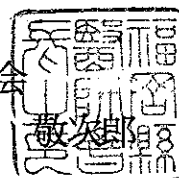




福岡県医第661号(保)
平成15年 6月27日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 関 原 敬 久 郎



名義貸しに係る保険医等の取扱いについて

名義を貸した保険医及び名義貸しを斡旋した保険医に対する行政措置の取扱いを明確にする事務連絡が平成15年6月6日付で厚生労働省保険局医療課医療指導監査室長より地方社会保険事務局長あて連絡された旨、別紙のとおり日本医師会より通知がありましたので、お知らせいたします。

今回の事務連絡は、添付した『事務連絡「名義貸しに係る保険医等の行政上の措置について」』のとおりであり、事務連絡の別添1は名義貸しの定義、名義を貸した保険医の行政上の措置（取消、戒告、注意）を、別添2は名義貸しを斡旋した保険医の行政上の措置（取消、戒告）を定義したもので、参考は別添1及び別添2を一覧表にしたものであります。

本県でも、平成11年に名義貸しの問題が起こり、各医師会長連絡協議会、県下4病院協会長との懇談会、県下4大学医学部長・病院長との懇談会等により周知徹底を図り、現在は、名義貸しは行なわれていないと思いますが、再度、名義貸しを行なわないよう会員各位へ周知方よろしく願いいたします。

また、「厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料等の算定方法」に満たない（標欠）場合は、入院基本料等を減額して請求することになっており、厚生労働省保険局の平成15年度の指導方針は「標欠で減額請求していない病院を重点的に指導する」姿勢を示しておりますので、この件についても誤りのないよう周知方よろしく願いいたします。

なお、日医通知中にある地方社会保険事務局が名義貸し等の実態を把握するための保険医療機関に対する調査につきましては、今後、福岡社会保険事務局と打合せを行なう予定にいたしております。

事務連絡（保43）

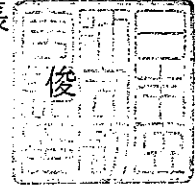
平成15年6月13日

都道府県医師会

保険担当理事 殿

日本医師会副会長

青 柳



名義貸しに係る保険医等の取扱いについて

名義を貸した保険医及び名義貸しを斡旋した保険医に対する行政措置の取扱いを明確にする事務連絡が平成15年6月6日付で厚生労働省保険局医療課医療指導監査室長から地方社会保険事務局長あて連絡がされましたのでご連絡いたします。

今回の事務連絡は、添付した『事務連絡「名義貸しに係る保険医等の行政上の措置について」』のとおりであり、事務連絡の別添1は名義貸しの定義、名義を貸した保険医の行政上の措置（取消、戒告、注意）を、別添2は名義貸しを斡旋した保険医の行政上の措置（取消、戒告）を定義したもので、参考は別添1及び別添2を一覧表にしたものであります。

地方社会保険事務局が名義貸し等の実態を把握するためには、保険医療機関での調査が必要となり、その調査に関しては都道府県医師会の立会いをお願いすることとしております。その際にはご協力をお願いするとともに、都道府県医師会と地方社会保険事務局と十分話し合いの上、実施するよう本会からも当局に要請しております。

また、「厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料等の算定方法」に満たない（標欠）場合は入院基本料等を減額して請求することになっておりますし、当局は平成15年度の指導方針は「標欠で減額請求していない病院を重点的に指導する」姿勢を示しておりますので、これらに該当する病院に対して注意を喚起するようお願い申し上げます。

（添付資料）

1. 名義貸しに係る保険医等の取扱いについて

（平15.6.6地方社会保険事務局長宛厚生労働省保険局医療課医療指導監査室長事務連絡）





事 務 連 絡

平成15年6月6日

地方社会保険事務局長 殿

厚生労働省保険局医療課

医療指導監査室長

名義貸しに係る保険医等の取扱いについて

標記については、平成14年4月11日付け事務連絡で保険医の登録の取消に当たる場合の取扱いを示したところですが、今般、保険医療機関等に名義を貸した保険医等の行政上の措置及び名義貸しに関与した保険医等の行政上の措置について、その取扱いを別添のとおり示しましたので、これにより取り扱っていただくようお願いいたします。

名義貸しに係る保険医等の行政上の措置について

保険医または保険薬剤師（以下「保険医等」という。）が名義貸しを行った場合の行政上の措置は原則として次のとおりとする。

「名義貸し」とは、保険医等が勤務せず、保険医療機関または保険薬局に保険医等の名義を貸すことである。これには、常勤として勤務せず、管理者たる保険医等または常勤の保険医等となっている場合も含むものである。

1 「取消」

保険医等が次に該当するときには、監査要綱における行政上の措置の運用基準「故意に不正又は不当な診療を行ったもの。」に相当するものとして保険医等の登録の取消を行う。

- ・ 名義を診療報酬（調剤報酬を含む。以下同じ。）の請求のために使用することを認識し、または認識し得る場合であって、かつ、名義を貸すことにより報酬等の利益を得ていたとき（名義を貸した期間が極めて短期間の場合は除く。）

2 「戒告」

保険医等が次の(1)に該当するときには、監査要綱における行政上の措置の運用基準「重大な過失により、不正又は不当な診療を行ったもの。」に相当するものとして戒告を行い、(2)または(3)に該当するときには、同運用基準の「軽微な過失により、不正又は不当な診療をしばしば行ったもの。」に相当するものとして戒告を行う。

- (1) 名義を診療報酬の請求のために使用することを認識し、または認識し得る場合であって、かつ、名義を貸すことにより報酬等の利益を得ていた場合で、名義を貸した期間が極めて短期間のとき
- (2) 名義を診療報酬の請求のために使用することを認識し、または認識し得る場合であって、名義を貸すことによる報酬等の利益を得ていなかったとき（名義を貸した期間が極めて短期間の場合は除く。）
- (3) 名義を診療報酬の請求のために使用することを認識していなかったが、名義を貸すことにより報酬等の利益を得ていたとき（名義を貸した期間が極めて短期間の場合は除く。）

3 「注意」

保険医等が次のいずれか一つに該当するときには、監査要綱における行政上の措置の運用基準「軽微な過失により、不正又は不当な診療を行ったもの。」に相当するものとして注意を行う。

- (1) 名義を診療報酬の請求のために使用することを認識し、または認識し得る場合であって、名義を貸すことによる報酬等の利益を得ていない場合で、名義を貸した期間が極めて短期間のとき
- (2) 名義を診療報酬の請求のために使用することを認識していなかったが、名義を貸すことにより報酬等の利益を得ていた場合で、名義を貸した期間が極めて短期間のとき
- (3) 名義を貸していたが、名義を診療報酬の請求のために使用することを認識して

名義貸しに関与した保険医等の行政上の措置について

保険医または保険薬剤師（保険医療機関または保険薬局において診療または調剤に従事する者に限る。以下「保険医等」という。）が名義貸しに関与した場合の行政上の措置は原則として次のとおりとする。

「関与」とは、仲介、斡旋、指示、要請、受諾等の行為を言う。

また、1の(1)を除き、複数名の保険医等に係る名義貸しに関与した場合を標準とする。

1 「取消」

保険医等が次の(1)または(3)に該当するときには、監査要綱における行政上の措置の運用基準「故意に不正又は不当な診療を行ったもの。」に相当するものとして保険医等の登録の取消を行い、次の(2)に該当するときには、同運用基準の「重大な過失により、不正又は不当な診療をしばしば行ったもの。」に相当するものとして保険医等の登録の取消を行う。

- (1) 名義貸しに関与した保険医等であって、関与した結果、名義を貸した保険医等が名義を診療報酬（調剤報酬を含む。以下同じ。）の請求のために使用することを認識し、または認識し得る場合であって、かつ、名義を貸すことにより報酬等の利益を得ていたとき（名義を貸した期間が極めて短期間の場合は除く。）
- (2) 名義貸しに関与した保険医等であって、関与した結果、名義を貸した保険医等が名義を診療報酬の請求のために使用することを認識し、または認識し得る場合であって、かつ、名義を貸すことにより報酬等の利益を得ていた場合で、名義を貸した期間が極めて短期間のとき
- (3) 2「戒告」のいずれか一つに該当する場合で、関与した保険医等が報酬等の利益を得ていたとき

2 「戒告」

保険医等が次のいずれか一つに該当するときには、監査要綱における行政上の措置の運用基準「軽微な過失により、不正又は不当な診療をしばしば行ったもの。」に相当するものとして戒告を行う。

- (1) 名義貸しに関与した保険医等であって、関与した結果、名義を貸した保険医等が名義を診療報酬の請求のために使用することを認識し、または認識し得る場合であって、名義を貸すことによる報酬等の利益を得ていなかったとき
- (2) 名義貸しに関与した保険医等であって、関与した結果、名義を貸した保険医等が名義を診療報酬の請求のために使用することを認識していなかったが、名義を貸すことにより報酬等の利益を得ていたとき
- (3) 名義貸しに関与した保険医等であって、関与した結果、名義を貸した保険医等が名義を診療報酬の請求のために使用することを認識してなく、かつ、名義を貸すことによる報酬等の利益も得ていなかったとき

名義貸しに係る保険医等の取扱いについて

(参考)

(1)名義を貸した保険医または保険薬剤師

名義 を診療報酬 請求に使用する認識	報酬等の利益	利益を得ていた	利益を得ていない
認識があった		[故意] 「取 消」	[軽微ししば] 「戒 告」
		[重過失] 極めて短期間の場合 「戒 告」	[軽微] 極めて短期間の場合 「注 意」
認識がなかった		[軽微ししば] 「戒 告」	[軽微] 「注 意」
		[軽微] 極めて短期間の場合 「注 意」	

(2)名義貸しに関与した保険医または保険薬剤師

名義 を診療報酬 請求に使用する認識	報酬等の利益	名義を貸した保険医等が 利益を得ていた	名義を貸した保険医等が 利益を得ていない
名義を貸した保険医等に 認識があった		[故意] 「取 消」	[軽微ししば] 「戒 告」 *
		[重過失ししば] 極めて短期間の場合 「取 消」 *	
名義を貸した保険医等に 認識がなかった		[軽微ししば] 「戒 告」 *	[軽微ししば] 「戒 告」 *

注1 名義貸しに関与した保険医等で、「戒告」に該当する場合に当該保険医等が報酬等の利益を得ていたときは「取消」とする。

注2 「*」を付したものについては、名義を貸した保険医等が複数名の場合の行政措置とする。

注3 「関与」とは、仲介、斡旋、指示、要請、受諾等の行為を言う。